

令和5年3月1日

陳 情 文 書 表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <p>(1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査</p> <p>(2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査</p> <p>(3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査</p> <p>(4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	59	付議年月日	2 . 1 2 . 2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせることで日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p>			

陳情番号	73	付議年月日	3 . 6 . 2
件名	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いもので在った為、医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。</p> <p style="text-align: center;">告訴状</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月9日</p> <p>横浜地方検察庁 検察官 殿</p> <p style="text-align: right;">〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎</p> <p style="text-align: right;">〒231-0588 横浜市中区日本大通1</p> <p style="text-align: right;">被告訴人 黒岩祐治 同所 被告訴人 水町友治 同所 被告訴人 岡田計一 同所 被告訴人 佐久間剛 同所 被告訴人 廣瀬剛彦 同所 被告訴人 高橋良治 同所 被告訴人 今井雅裕 同所 被告訴人 榊枝伸和 同所 被告訴人 市村勇作</p> <p>上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。</p>			

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	80	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生^の蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県^の施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、<u>国から問題提起</u>されているほど酷いものである。</p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3.9.16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生^の蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県^の施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、<u>国から問題提起</u>されているほど酷いものである。</p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考えられる。

陳情番号	113	付議年月日	4. 5. 17
件名	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について国に意見書を出すことを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れること</p> <p>公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れることを求め、陳情いたします。</p> <p>陳情の理由</p> <p>令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。</p> <p>この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。</p> <p>しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達^{たち}が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。</p> <p>したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。</p>			

陳情番号	116-1	付議年月日	4.6.22
件名	教育現場への感染症対策緩和について周知を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>2020年から続く感染症対策は、子ども達へ身体的にも精神的にも大きな影響を与えています。現在マスク着用の不要な場面ではマスクを外すようにとの文科省からの通知が出たにもかかわらず現場では教師も子どももまだ外せていないことがほとんどです。熱中症の危険が増す今時期、健康被害がこれ以上広がらないよう感染症対策についての正しい知識を今一度教育現場に広報頂くことを求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2年以上の長きにわたり、教師や親から、または地域の方からの大人の指導が入ることで、外したくても自分の意志を貫くことができない子どもは多く、特に思春期の学生は今更顔全体を見せるのが恥ずかしいといった特有の感情が生まれてもいます。子どもたちの重症化リスクは低いこと、高齢者などリスクの高い人はワクチンを接種しているという現状の中、今だ、身体的距離の確保、マスク着用、手指の消毒などの対策は続いています。社会生活の基礎を身体で感じ学ぶ学生時代にあって、人の表情が乏しく会話もない集団生活は身体的にも精神発達にも多大なる悪影響を及ぼします。特にマスクは十分な酸素が脳に届かず頭痛や集中力の低下から学力低下への影響も懸念されます。習慣化してしまったこうした状況を早急に改善するためには、行政からの積極的な発信が必要不可欠です。今後も厚生労働省や文部科学省の方針に基づき、その時々に応じた感染症対策について、教育現場への周知をお願いします。</p>			

陳情番号	124	付議年月日	4.9.21
件名	どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域共生社会づくりについて陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
1 陳情の要旨			
(1) 地域共生社会の考え方			
<p>「施設から地域へ」は国の方向性でもあり、今後の県施策の方向として大切ですが、「施設か地域か」という二項対立ではなく、地域でどのように暮らすかが基本です。地域の中に、グループホーム、入所施設、一人暮らしの場など、多様な暮らしに場があり、それを一人ひとりのライフサイクルに沿って使い分けることが出来る社会が望まれます。入所施設で暮らしたいと希望する人の意思も尊重されるべきであり、「地域生活移行」は入所者にとって豊かな暮らしを支える諸条件が整った結果としての選択肢の一つであり、強いられるものではありません。国連勧告が出ましたが、今の日本の現状では、地域福祉を支えるセーフティーネットの拠点としての入所施設は必要です。</p>			
(2) 地域の暮らしを支えるサービス拡充			
<p>○「将来展望検討委員会」報告書(以下、「報告書」)でいう「地域で障がい者が安心して生き生きと生活できる」こと、「家族だけに過重な負担が課せられない」ことという、「施設から地域へ」の二つの前提条件はまだ十分に確保されていないのが神奈川県の間段階です。例えば、グループホームが「強度行動障がい」がある人たちを受け入れるには、支援者の増員や専門性の育成、ハード面の整備が欠かせません。重度訪問介護は事業者も少なく、県外の事業者^に委ねられる場合もあります。神奈川県は、市町村だけに任せず、県単独を含めた施策展開と十分な予算を確保して、公的責任をきちんと果たして下さい。また、そうした人たちの受入れに必要な障がい福祉サービス報酬制度の改善を引き続き国に強く要請して下さい。</p> <p>○報告書では、地域での暮らし・日中活動・就労の場、文化スポーツといった余暇などについての実状が具体的に示されていません。特に県立施設の入所者を始め、重度の障がいがある人の地域生活移行を進めるにあたっては、県下のグループホームの運営(利用者の属性や利用状況、夜間を含めた職員配置や資格等、離職状況、事故及び事故防止体制、サービスの質の向上等)について、その現状を把握して課題を明らかにする実態調査を是非とも県として行ってください。そのうえで県及び市町村が取り組むべき施策を実施してください。</p> <p>○6月に神奈川新聞に連載された「やまゆり事件は問う」では、同紙の調査で、地域生活移行が進まない理由として「家族の84%が施設入所を望んでいる」を挙げていますが、家族等への啓発については「地域生活で本人に何を享受してもらおうのか」という、利用者にとっての地域生活移行の目的が支援者間で共通認識されていないのではないかと指摘しています。したがって、県はグループホームでの生活の実情やそのメリットについて、分かり易く説明する啓発資料やDVDの作成等を通じて、当事者やご家族等がもっと理解し易くなるようにして下さい。</p>			

○県は2010年の「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」で市町村の地域生活移行に関わる取組みを促進してきた経過がありますが、報告書を機に移行をさらに進めるのであれば、10年以上経過した大綱の到達度を客観的に評価して必要な見直しを行い、市町村への実効性のある支援体制を整備してください。

(3) 入所施設の役割

県立施設の221人(2021年3月末)を始め、入所施設には数多くの待機者がいる現状で、報告書にいう「入所施設の役割の縮小、転換」、「緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化」、「実質的な昼夜分離」等が、本当に県内の切実なニーズや地域サービスの現実を反映したものなのかどうか、関係諸団体や市町村の意見をさらに聞きながら、慎重に施策を検討してください。

高齢になった時、医療的ケアが必要になった時には入所施設が再選択の場になることもあります。入所しても地域サービスを使い続けることができるような制度の再設計も必要です。今の入所施設の暮らしそのものをより豊かにする改善も必要です。例えば、民間施設団体からは、その人の人生で必要に応じた選び直しができるような「通過も含めた循環型」の「地域拠点ホーム」を目指すべきであり、それは福祉専門職養成の場としても不可欠だという提案も出ています。

(4) 「強度行動障がい」がある人の支援

「強度行動障がい」がある人については、環境因子だけでなく、個人因子にも着目したきめ細かな支援が基本であることが関係者の一致した見解です。また、身体拘束に頼らない支援の実現には、報告書にいう「暮らし方」の見直しだけでなく、夜間であってもマンツーマン対応が可能な支援者の増員や職員の専門的育成が不可欠です。状態が不安定になってしまった場合にはマンツーマンでも支援が困難なのです。また、人材育成には、各事業者のこれまでの実践の成果を持ち寄り、支援方法のさらなる向上を図る「オール神奈川」の研修の仕組みづくりが望まれます。

(5) 県立施設の役割と存続

○「民間移譲も視野に入れ」、「福祉に関する先進的な研究や人材育成」に今後の役割を限定して検討するという報告書の方針は是非とも今一度見直して下さい。団体ヒアリングでは、圏域ごとに県立でなければ担えないニーズへの要望や期待が数多く出されていました。県立施設には県の実践報告会等で発信してきたノウハウ(過去11年間での県立施設の報告は全275件中71件)もあります。報告書で提起されているように、県立施設もグループホームや日中活動の場を設置し、地域生活移行を実証的に進めたり、ノウハウを他の施設に提供するといった、民間施設と連携した新たな役割や機能を担うことが求められていると考えます。

○県立施設入所者のグループホーム移行について、県では令和元年度から県単の補助事業を始めましたが、職員加配の実績は、令和元年度で2件、令和2年度では3件に過ぎませんでした。この補助制度を同入所者のグループホーム受入れのインセンティブになるよう、より充実させる必要があります。

(6) 県立中井やまゆり園の支援改善

虐待の根絶と不適切な支援見直しは当然の責務であり、指摘された諸問題を早急に是正していくことを強く願うところです。第三者から指摘を受けないと気付かない点も多々あります。しかし、個々の職員の努力だけでは解決できない背景(県立施設のあり方に関する従来の県施策や人事異動制度など)があることも看過せずに、改善を進めることをお願いします。

調査はこれからも継続されますが、一連の調査を受けた現場の職員は疲弊し、メンタル不全も引き起こされていると聞いています。虐待調査は制裁のためではなく、再発防止のためのものであり、支援内容を改善しようとする職員の意欲を阻害することのないようにしてください。また、この問題を(5)の課題に短絡的に結び付けることなく、健康医療局所管を含めて、各県立施設の今後のあり方を建設的に検討してください。

(7) 報告書要約版の作成

「将来展望検討委員会」報告書は膨大であり、一般県民が読み切れるものではありません。県の施策につながる提言部分をまとめた要約版を作成して、当事者を含め広く県民に周知してください。

2 陳情の理由

2022年3月29日に「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書」が出されました。この報告書は、「20年後の神奈川の障がい福祉のあるべき姿」を示した今後の県行政を左右するものであり、当事者、ご家族、支援関係者を始め、多くの県民の理解を得ることが重要です。しかし、154ページに及ぶ膨大な分量なので、県民が十分に読み込んで、その内容を理解しているとは言えない状況だと思います。

また、「いわゆるバックキャストの考え方で、中長期的な視点から」議論されてきたものであり、重要な論点や提言も少なくありませんが、神奈川県は障がい福祉施策を反省的に振り返り、県内の実状、特に地域福祉現場の実態、様々な要求や願い、具体的問題点や課題を十分に調査し、分析した上での議論になり切れていなかった面が残されていると考えております。

私たちは、2021年2月22日に『神奈川県立障がい福祉施設「あり方検討」の継続と、関連する「県障がい福祉計画」の拡充について』を陳情させていただき、今年7月県議会でも「継続」となっていますが、求めていた「第三回目のあり方検討会議」に相当する「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が今年3月で一旦終了し、報告書が出されたことを受けて、内容を改め再度今回の陳情を提出させていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

陳情番号	130	付議年月日	4. 11. 25
件名	「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書」の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、あらためて医療提供体制の確立、医療関係法・制度の改正の重要性が明らかになっています。とりわけ、障害者にとっては「健康に生きる」ことの願いが、コロナ禍を通して、これまで以上にその切実さが増したといえます。</p> <p>現在、障害者医療をめぐるのは、国の不十分な制度を補う形で、自治体での重度心身障害者医療費助成制度が実施されています。この制度は、1960年代に自治体独自施策として実施され、いまではすべての自治体で実施され、障害者にとってはなくてはならない制度となっています。</p> <p>しかし本来、障害者医療は国の制度として実施されるべきものです。にもかかわらず、国に代わって実施している自治体に対し、窓口無料化（現物給付）は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとともに、ペナルティー制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置）の制裁を加えており、このこと自体、本末転倒といえます。</p> <p>新型コロナウイルス感染における最大の教訓は、医療提供体制の確立と医療関係法・制度の改正であり、この機に重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求めるとりくみにご理解ご支援をいただき、意見書を議会で採択していただきますよう陳情致します。</p> <p>2 陳情事項</p> <p>一 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・難病などを含む全ての障害者を対象にするとともに、通院・入院ともに適用すること。</p> <p>二 重度心身障害者医療費助成制度に対する国のペナルティー制度を全廃すること。</p> <p>三 当面、自治体が発行する重度心身障害者医療費助成制度に対し、国の財政支援をおこなうこと。</p>			

陳情番号	138	付議年月日	5. 2. 22
件名	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p>国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出してください。</p> <p>陳情の理由</p> <p>コロナ禍で奇しくも保育所の重要性が社会的に認知されることになりました。コロナ以降、感染対策の徹底と、子どもたちの日常の保育を守りながら日々の保育を実施してきました。しかし、保育士の低賃金と労働の厳しさで、ただでさえ保育士不足が問題となっていました。コロナ禍によってますます保育現場は大変な状況になっています。</p> <p>小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されてないことは、由々しき事態と言わざるを得ません。</p> <p>本年4月には「こども家庭庁」が創設され、政府においても少子化対策を喫緊の課題とし、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしています。保育現場においては、子どもの安全にかかわる様々な問題が発生しています。その要因の一つとして十分なケアを行うにはあまりに少ない、保育士の配置について各種報道でも取り上げられ、全国知事会においても保育士の配置基準の改善を政府に提言されています。</p> <p>つきましては貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。</p>			

陳情番号	139-1	付議年月日	5. 2. 22
件名	教育現場における新型コロナウイルス感染対策の適切な緩和について求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p><u>教育現場（公立・私立小中高校、幼稚園・保育園）における児童生徒のマスク着用について、一人ひとりの子どもたちの意志を尊重し、外したくても外せない子どもが出ないよう、県は適切なメッセージを発出するとともに、学校側が適切な配慮をするよう求める。</u></p>			
<p>陳情の理由</p> <p>3年に渡るコロナ禍において、学校などの教育現場では子どもたちのマスク着用が求められ、給食は全員同じ方向を向いて黙食し、休み時間も大きな声で会話してはならないなどの感染対策が行われてきました。これは相手の顔を見て感情を理解したり、楽しく会話しながら人とのコミュニケーションを学んでいくといった、子どもたちの大切な学びに対して悪影響を与えるものと言えます。</p> <p>そうした中、政府は本年5月8日より新型コロナウイルスの感染症法の位置づけを5類に指定することを決定しました。また、文部科学省は本年4月1日より、学校の教育活動でのマスクの着用は求めないことを決定し、更に卒業式については前倒ししてマスクの着用をしなくても良いとしました。感染症法上の位置づけ変更に加え、当然の判断であると受け止めています。</p> <p>しかしながら、学校長及び園長への聞き取りによると、黙食やマスク着用のこれらの対策を現場判断で緩和に踏み切れない理由として、《マスク非着用者を見ると不安になる人》の存在があるとのことでした。</p> <p>こうした人々と共に、感染対策を緩和して従来通りの生活へと戻っていくことが出来るよう、【換気の重要性・効果の学び】や【換気システム（高機能換気設備・二酸化炭素濃度測定器・サーキュレーター・HEPAフィルター機能付き空気清浄機等）の設備に関し市区町村に助成金や効果の情報を改めて提供すること、及び上記換気のための設備を導入すること】により、換気方法を見直すことで、【児童生徒が活動する室内を視覚的にも安全で安心な環境に整えるよう各市町村に周知すること】や【各教育機関にて朝の会などで子どもたちにマスク着脱は自由との旨を繰り返し周知する】などの具体的な取り組みに努めて頂きたいをお願いを致します。また、前述のような感染症対策の緩和によって、教育機関等が子どもたちの健やかでのびのびとした生活や学びの場へと戻っていくよう、陳情致します。</p>			

陳情番号	141-1	付議年月日	5.2.22
件名	高等学校等就学支援金の所得制限撤廃についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、一律支給としてくださいますよう、陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>今、子どもを育てている所得制限世帯の一部は、重い経済的負担に苦しんでいます。配偶者控除は対象外、15歳までの年少扶養控除も廃止、その代替である児童手当も所得制限で受給できず、さらに、16歳～18歳の特定扶養控除も減額され、高校無償化も所得制限で対象外となり、以前と比べ可処分所得が数十万円も減少し、経済的に厳しい状態に置かれています。さらに追い打ちをかけるように、昨今の住宅価格高騰、物価高、電気代上昇、住宅ローン金利上昇予測、私立高校や大学の授業料高騰と数々の値上げが押し寄せ、高額な教育費捻出のため苦勞しています。</p> <p>子供には皆、等しく教育を受ける権利があるはずですが、現状は一部の子供たちが親の所得及び納税額が少し多い影響で、逆に授業料が払えずに希望の進学先を諦めざるを得ない事態となっています。公立高校への進学しか選択できない場合、学力に見合った高校を受験する事さえ叶わない子どもたちが現在存在します。更に、高い教育費と経済的負担が原因で生み控え・生み諦めが生じ、少子化に拍車がかかっています。以下、具体例となります。</p> <p>① 神奈川県には私立高校確約制度がありますが、確約には専願確約と併願確約があります。専願確約は併願確約よりも低い内申点で合格を確約できるため、私立1本で行きたい子供には有利な制度です。しかし、例えば所得制限などで親から公立高校に行くことを求められる子供は併願確約を選択せざるを得ず、高い内申点が求められます。また、たとえ私立高校併願確約を得ていても公立高校受験校を選択する際、自分の実力より1つ上をチャレンジできるか1つ下の学校で安全圏を狙うか、私立高校無償化世帯と無償化されない世帯では、子供の選択の可能性に差を生じさせる弊害も生じさせています。</p> <p>② 今年2月に子育て支援拡充を目指す会では「異次元の少子化対策に求める当事者アンケート～私たちが子育て予算倍増してほしいこと～」というタイトルで当事者アンケートを実施し、1週間で5,300件を超える回答を得ております。その中で高等学校等就学支援金を含む子育て支援について「所得制限を撤廃し、子どもへの支援は平等にすべき」という意見が8割強という結果となりました。更に「どのような支援が充実したら子供を追加で欲しいか」</p>			

という質問に対しては「高校授業料の完全無償化、大学費用の補助などの教育費の負担軽減」が上位にあがってきておりました。

以上の①所得制限による子供たちの競争原理の不公平解消と②経済的負担による生み控え・生み締め解消のために高等学校等就学支援金の所得制限撤廃を強く求めます。そして、所得制限撤廃は地域経済の活性化と社会保障の好循環にもつながると思います。理由は以下の通りです。

- ① 所得制限の撤廃により、教育熱心な世帯が東京から神奈川県に引っ越す可能性も高まり、神奈川県の人口増、税収増が見込めます。東京都にも、教育熱心な子育て世帯が多く住んでいます。そして、東京都と同じく神奈川県にも、レベルの高い高校が、公立私立ともに数多く存在しています。授業料の高額な神奈川県内の私立高校の授業料を、所得制限なく無償化するとなれば、教育熱心な子育て世帯にとって、大変魅力的です。高校無償化の所得制限を撤廃すれば、東京に集中している子育て世帯が、神奈川県に引っ越し、神奈川県の税収アップと地域経済活性化につながります。
- ② 所得制限撤廃により、高度外国人材世帯が国際都市横浜などに居住先を選び、神奈川県の住民税収入が増加する可能性があります。日本は、理系の高度人材が不足しており、政府は、高度外国人材の獲得に向け、年収2,000万円以上で永住権を1年で持つという政策を発表しました。高度な教育を受けた外国人世帯は、子女にも、質の高い教育を望むのが一般的です。その際、公立高校よりも、英語教育やプログラミング教育が充実した神奈川県内の私立高校の授業料が無料であることは、高度外国人材が居住先を選定する際の重要なポイントとなります。高年収な高度外国人材を国際都市横浜などに呼び込むことは、神奈川県の税収アップと地域活性化につながります。
- ③ 所得制限を撤廃し、(私立)高校補助金のためにパート収入を制限している既婚女性たちがリミットを気にせず就労し、地域経済が活性化します。現状、私立高校の補助金を受け取るために、世帯年収を気にして就労を制限する既婚女性たちもいます。最近の物価高や、電気代の上昇、相次ぐ賃上げ発表、さらに、住宅ローンの金利上昇不安から、就労したくても、私立高校の無償化所得制限がリミットとなり、世帯年収が各家庭で制限されてしまっています。今後、後期高齢者がいちだんと増加する中、既婚女性たちの就労による税収アップをなくしては、医療福祉制度が成り立たないのが現状です。高校無償化の所得制限撤廃により、女性たちがリミットを気にせず就労することが可能となり、神奈川県の地域経済活性化につながります。

今月、福井県において、高校無償化の所得制限撤廃の検討が始まりました。神奈川県においても、高校無償化の所得制限撤廃について、ご検討くださいますよう、何卒宜しく^{とぞよろ}お願いいたします。

陳情番号	142	付議年月日	5. 2. 22
件名	国として子どもの医療費助成制度を創設することを求める意見書を提出することについて陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>国として全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することを求める意見書を、神奈川県議会より提出してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>子どもの医療費助成制度は、病気にかかりやすく重症化しやすい子どもの特性から、早期受診・早期治療を目的に地方単独事業として始まり、現在は有効な子育て支援策として全国に広がっています。通院の助成対象年齢を「高校生まで」とする市町村は、2010年時点ではわずか1%（18市町村）でしたが、2021年4月現在、同47%（817市町）と約半数に達するなど、直近10年間で大幅に拡充しました。神奈川県でも、県会の方々をはじめ各方面のご尽力により、来年度から同制度の助成対象年齢が小学校卒業まで引き上がります。</p> <p>一方でこの制度は市町村事業であるため、対象年齢や所得制限の有無、一部負担金の有無など、市町村によって差があります。現状では国としての助成制度はなく、それどころか、現物給付（＝受診時に一旦立て替えでなくその場で助成を受けられること）で助成する自治体には、国からの国民健康保険の国庫交付金を減額するという措置があります。</p> <p>1月31日には神奈川県、県市長会、県町村会が、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設する要望書を提出しました。安心して子を生み育てられる社会の実現のため政府が「子ども予算の倍増」を打ち出す中、国として、全ての子どもの健やかな成長を保障する医療費助成制度を早期に創設することが、各方面から期待されています。</p> <p>住む場所によって、子どもたちが受ける医療に差があってはなりません。私たちは地域の子どものたちのいのちと健康を守る立場から、全国一律の子どもの医療費助成制度を国として創設することを求める意見書を、神奈川県議会から提出することを陳情します。</p>			

健康醫療局關係陳情

陳情番号	87	付議年月日	3.10.29
件名	ワクチン接種による差別禁止条例の制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>1 神奈川県においてワクチン接種による差別禁止条例を制定すること。</p> <p>2 神奈川県においてワクチン接種による差別をなくすため差別行為の無いよう指導、取締り、広報を徹底すること。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>現在行われているワクチン接種は任意ではある。しかし小集団の中では同調圧力及び雇用主と従業員、先輩と後輩、主要取引先と下請け等力の圧倒的不均衡によって、ワクチンの非接種者が意に反する理不尽な職場の異動、大会やイベントの不参加、接種をしない理由の説明を求められるなどプライバシーがまもれない等不利益を被る可能性がある。</p> <p>例 職場において何度もワクチン接種をしたかを確認され非接種のままでは自分だけ毎年行っている出張を理由の説明なく外された。 部活の大会にワクチン接種をした部員ばかり選ばれ、非接種者は選ばれなかった。ワクチン接種者は練習にあまり出ていなくても選ばれていた。</p> <p>また、これから先接種証明、ワクチンパスポート等の出現により非接種者に対して職場を解雇、契約の更新を拒否される、行動制限、就職における不利、サービスの低下、度重なる接種証明取得の負担などが出てくる恐れがある。</p> <p>既にある例 横浜市ワクチン接種キャンペーン 新型コロナワクチン2回接種した方に特典を提供するキャンペーン ワクチン接種者が得をするキャンペーン。非接種者が損をするわけでは無いが接種者と非接種者の違いに根拠がなく、漠然と接種者が良、非接種者が悪、または接種者が優、非接種者が劣というイメージの刷り込みとなり差別となる。またこのような差別に慣れさせ市民を差別に鈍感にしてしまう。 横浜市はこのような差別を止めるよう指導する立場にありながらキャンペーンを行っているのは甚だ遺憾である。すぐに中止するようにすべき。または非接種者も同じ扱いにするべきである。</p> <p>このように個人の選択が尊重されなかったり意にそわぬワクチン接種をしなければならない状況に追い込まれる可能性がある。</p> <p>これらのことは個人が自分の身体に何を入れるか、自分がどのような医療行為を望むかを自分で決める自己決定権が侵され差別を受けるため憲法13条の幸福追求権や憲法14条の法の下に平等に反する。</p> <p>このようなことを防ぐために「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」一、二があるが充分ではなく神奈川県としてこの付帯決議が生かせる条例が必要と考える。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	3. 11. 11
件名	コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例を制定する事を求めます。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ騒動が始まって以来、多くの産業や人々が経済的に苦境に追い込まれている。又コロナり患者、コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・マスク未着用者等に対するひぼう中傷・差別・いじめが横行し、本来誰もが持つ基本的人権が脅かされているのは誠に遺憾です。この状況を打破し、神奈川県及び県に存在する事業者・県民らが、人権を大切に守り合う意志・決意を形にする^{ため}に、人権差別禁止条例を制定する事を要望致します。 ・2月に施行された新型コロナ対応の改正特別措置法が、差別対策は国と自治体の責務と規定。元東京都職員の佐々木信夫・中央大名誉教授・(行政学)が、コロナワクチン未接種者に対する差別の件でインタビューを共同通信社から電話で受けた内容は次の通りです。 <p>「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することは、より強い周知を図り、単なる広報活動より意義があるといえる。国に比べて地方自治体の方が問題に迅速に対応できる上、国の法律より地域に伝わりやすいという利点もある。罰則がない分、拘束力は弱まるが、問題行動が発覚した際に、条例違反を根拠に訴訟を起こす事ができる。高知県などに追随する自治体が今後出てくる可能性はある。」(京都新聞10月4日、24面の関連記事にも同じ内容で掲載されている内容より抜粋。)なお佐々木信夫先生より、この件について直接私が電話で確認済みです。</p> <p>武蔵野美術大の志田陽子教授(憲法)は「自粛警察に象徴されるように日本では同調圧力が働きやすく、その背景にある社会の不安を和らげるには政府や自治体はその都度『やってはいけない』と言ったり、情報提供を行ったりすることが重要だ」と指摘。法律や条例に禁止事項を明記しておけば、問題行為だと指摘しやすくなり、有効性が高まると強調しました。</p> <p>^{なお}尚、既に8県が未接種差別禁止条例を制定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「何人もコロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・又はマスク未着用であることを理由に、差別的取り扱い・ひぼう中傷・いじめ・名誉・信用の毀損、人権の侵害そのほかの権利を侵害する行為(解雇・退学・減給・休学・修学旅行参加不認・対面授業不認等)をしてはならない」という内容の条例制定を要望致します。 			

陳情番号	94	付議年月日	3. 11. 12
件名	「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出する事の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出して頂きたいので、神奈川県議会に陳情致します。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>法務省は「STOP！コロナ差別 ―差別をなくし正しい理解を― キャンペーン」を実施しているにもかかわらず、コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・左遷させられる・あるいは介護施設を追い出される・学校を退学勧告・休学・対面授業を受けさせない事象が多発しています。</p> <p>今後は、コロナワクチンを接種しないという理由により、解雇、減給、配置転換・介護施設から追い出す・退学・休学・対面授業の禁止・就職あっせんの中止等の全ての差別的な措置は、全て無効になるという法令・施策を国において制定する様、神奈川県議会より意見書を提出して頂きたい、陳情致します。</p> <p>学校において接種証明書や陰性証明書がないと対面授業に出席できない、会社や事業所において、接種証明書や陰性証明書がないと入社や就業が認められないという扱いを全て無効にする法令を制定する様、神奈川県議会から国に意見書を出していただきたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に、解雇・退学・介護施設からの強制退去等の人権侵害を受けたと報告された職場や学校・介護施設に対し、差別をしない様に、国が県とも連携をとり、人権問題の観点から指導するという事を実施して頂く様、求めます。</p> <p>国が、県とも連携をとり、定期的に各学校・事業所等をくまなく見回りをしていただきたいです。具体的には、コロナワクチン未接種者に対する解雇や減給・休業・左遷・退学等の差別をしていないか調査して、発覚した場合は、即座に差別を撤回させる事を盛り込んだ法令・法律を制定頂きたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に差別されることの全てを無効にし、全ての日本国民の基本的な人権を、いかなる時でも国が徹底して守る法律・法令を制定する様、国に意見書を提出して頂けますよう陳情致します。</p>			

陳情番号	108	付議年月日	4 . 2 . 21
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークより保護されている動物の所有権についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』より動物虐待及び、動物愛護管理法違反にて他団体に避難保護された動物の返還要求差止を実施していただきたい</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』</p> <p>2021年1月28日</p> <p>動物虐待及び、動物愛護管理法違反により刑事告発される</p> <p>2021年9月7日</p> <p>警察による家宅捜査</p> <p>捜査継続中であるにもかかわらず虐待していた動物の返還を求めています。</p> <p>オンライン署名では7000人以上の所有権放棄、返還の差し止めを求めています。</p> <p>SNSでは虐待されている犬達^{たち}の様子が拡散されています。</p> <p>同時に現在の保護下の様子も見る事ができ環境による行動の違いには驚かされるばかりです。</p> <p>科学的にも暴力が動物のしつけに与える悪影響が立証されており、世論としても体罰は必要ない方向に進んでおります。</p> <p>動物福祉を考え、殺処分ゼロとする神奈川県とは逆の行動であると考えます。</p> <p>愛護保護活動家以外の県民として信頼できる県政であるためにも、この件は見逃さず現在保護されている動物達に目を向け『今後も虐待を公言する団体』に戻すことがない様陳情いたします。</p>			

陳情番号	115	付議年月日	4.6.20
件名	「動物取扱業者の選任 環境省令第六号 第九条法第二十二條第一項の変更」についての意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和2年に改正された上記変更を2年以前のものに戻す意見書を国に提出して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>上記項目が下記のように変更になりました。下線の部分が新しく加えられた箇所です。</p> <p>1) 種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期過程を修了していることを含む。）</u></p> <p>2) 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</u></p> <p>この変更によってどのような弊害がでるか。</p> <p>1) 弊社の本部はオーストラリアです。私はオーストラリアのバークバスターズでトレーニングを2002年に受けてそのメソッドを日本に持ち帰り、日本で2003年より活動をしております。上記1)の日本の法に基づいた教育機関を卒業していないため、今まで認可されていた動物取扱業の許可がおりなければ廃業に追い込まれます。</p> <p>2) 弊社のメソッドはどの学校、どのトレーナーとも全く違うやり方をしているので上記2)の客観的な試験によって知識や技術があるとの証明ができません。</p> <p>3) 2003年に活動を始めてから日本で3千余の問題行動犬をお利口にしてきています（世界では150万匹）。その中の多くが「バークバスターズがダメならこの犬を処分します」「バークバスターズが5人目のトレーナーです」「もう17歳なので他のトレーナーにことごとく断られ</p>			

ました」の理由から弊社を訪れて下さいました。そのワンちゃんたちはみんなお利口になって、今は幸せな生活が送れています。この変更によって弊社がなくなると、ひどい問題行動犬（噛む、ひどくほえる）は対処ができなく処分されます。1歳以上のワンちゃんのトレーニングができる方はあまりいないため、1歳以上の問題行動があるワンちゃんは飼い主さんがずっと苦勞するだけでなく、ご近所とのトラブルに発展してしまいます。

- 4) 処分されるワンちゃんの数あまり減っていません。その中の多くが問題行動があるからとの理由で飼い主からの引き取りがほとんどを占めています。保護された犬に新しい飼い主を探すことは大事ですが、飼い主がワンちゃんを捨ててしまわないように問題行動をなくすことに重点をおくのが一番の近道なのです。問題行動犬が川上から流れてきます。それを川下で一生懸命に救っても、これからもずっと流れ続けます。これを止めなければいけません。それが私たちにはできません。

どうか、弊社が存続できますようにご助力くださいますようお願い申し上げます。

陳情番号	120	付議年月日	4.6.22
件名	動物虐待行為者への行政権限の行使についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
1	<p>陳情の要旨</p> <p>神奈川県行政は環境省・動物虐待等に関する対応ガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄に積極的に働きかけることと、行政権限を直ちに行使することを有権者として強く求めます。</p>		
2	<p>陳情の理由</p> <p>1 神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在検察官へ送致されています。 事件番号：令和4年検第1569号、1570号</p> <p>2 神奈川県動物センターは、現に動物虐待が行われている事実を動画で確認をしています。</p> <p>3 環境省・動物虐待に関する対応ガイドライン（以下「ガイドライン」とします）において、違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、捜査機関等の対応が継続中であることを理由に行政処分を留保することは不相当としています。</p> <p>4 ガイドラインにおいては、違反行為に対して公訴が提起されているにも関わらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反するとしています（ガイドライン70頁）。</p> <p>5 ガイドラインにおいては、動物が虐待者により飼養されていた場合、行為者が所有権を放棄するよう積極的に働きかけることとしています（ガイドライン70頁）。</p> <p>6 ガイドラインにおいて、動物虐待事案の発生を未然に防止することは行政の重要な役割としています（ガイドライン21頁等）。神奈川県動物愛護センターにおいては、法により、動物虐待を未然に防ぐ権限が与えられています。</p> <p>7 神奈川県動物愛護センターは、当該団体代表者が動物への暴行を「しつけ」と正当化した段階で、暴行自体は自認していることや、虐待行為、虐待者、場所等を特定できる動画で事実を確認しながら書面による勧告、命令等を行っていないとすれば、ガイドラインが危惧した動物愛護法の趣旨に反した結果が生じる蓋然性が、現時点においても高いということになります。神奈川県行政はガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄を積極的に働きかけ、直ちに行政権限の行使を求めます。</p>		

陳情番号	135	付議年月日	5. 2. 13
件名	日本人の死者数増加に対する調査を国に求める意見書の提出に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>日本人の死者数が増えている原因を調べて、市民、県民、国民に知らせてほしい。 当月を含む過去1年間の死亡者数が令和3年から毎月増えています。 厚労省の人口動態統計による死者数は、 令和2年10月に118,038人が、令和4年10月に121,840人となるなど、月単位で増加しており、 令和元年11月から令和2年10月までの1年間で1,379,602人が、 令和3年11月から令和4年10月までの1年間で1,546,142人となるなど、 年単位でも増加しています。実に166,540人も増加しています。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>日本人の命を守りたいから。よろしく願いいたします。</p>			

兩局共管陳情

陳情番号	105	付議年月日	3. 12. 3
件名	障害者福祉の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は2014年2月、障害者権利条約の締約国となりました。この条約の根本には、現在、最も人権が守られていない障害者の権利の確立を通じて、全ての人たちの人権が保障される社会を実現するという理念があります。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>県は、「精神障害にも対応する地域包括ケアシステム」の構築推進事業については、平成30年度から取り組み、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、そこで共有、検討された地域の実情や課題を踏まえたうえで、国要綱で示された事業内容を推進するとしています。その事業内容のメニューの中でもとりわけ、住まいの場の確保、人材養成、ピアサポーターの活用、アウトリーチ支援、普及啓発は、精神障害者の包括的・重層的な地域生活支援に不可欠な事業です。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 入所施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立の入所施設など一部の入所施設に強度行動障害の障害者が多数入所しています。県内のどの入所施設でも入所できるようにしてください。 ○すべての入所施設への補助金を抜本的に増やし、職員の賃金を上げ、職員体制を充実してください。 ○強度行動障害の障害者が多数入所している入所施設では、その支援は管理的にならざるを得ず、虐待のリスクは民間・公務を問わずあります。各施設の模範となる県立施設を育てることで、県としての水準を担保する役割を、県は手放さず、県立施設をなくさないでください。 <p>2 コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍において、障害者が通所・入所する施設や障害者が働く事業所、障害児の学ぶ学校の職員に対するPCR検査は感染拡大を防止するうえでとても有効な手段です。上記の職員に対してPCR検査を定期的に行ってください。 ○感染した場合に重症化が懸念されるため、PCR検査の対象にぜひ利用者、生徒を加えてください。 <p>3 精神障害に対する地域包括ケアシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の設置の進捗状況を明らかにし、事業内容の各メニューの具体的な実施目標と達成計画を明らかにしてください。 			